

三河田原駅周辺賑わい創出業務（社会実験） 企画提案募集要項

田原市街地活性化協議会

事務局：田原市都市建設部街づくり推進課

令和 7 年 1 0 月

1. 趣旨

田原市街地活性化協議会（以下、「活性化協議会」という。）では、三河田原駅周辺の賑わい創出を図るため、また、新たな飲食事業者の出店支援を促進するため、現在、田原市が暫定利用で公共駐車場として使用している柳町駐車場にて、社会実験を行うことにしました。

そこで、民間事業者の企画力、創造性等を取り入れて、より良い社会実験にしていきたいと考え、今回、賑わい創出等に係る事業者提案を募集するものです。

2. 社会実験の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※準備、設営、撤去等の期間を含む

3. 対象地

所在地	愛知県田原市田原町柳町25-1外 ※別紙1参照
所有者	田原市
全体面積	約1,750㎡
アクセス	三河田原駅から徒歩3分
土地現状	柳町駐車場（公共駐車場）
近隣主要施設との距離	三河田原駅 約250m 田原市役所 約700m 商業施設（セントファール） 約200m 商業施設及び子育て施設（LaLaGran及び親子交流館） 約400m 田原文化会館及び中央図書館 約500m

4. 業務概要

- (1) 業務名：三河田原駅周辺賑わい創出業務（社会実験）
- (2) 業務目的：
 - ①賑わい創出
 - ②新たな飲食事業者の出店支援
 - ③将来の整備・活用に向けた基礎データの収集
- (3) 提案内容：上記目的を達成するためのコンテナリースによる社会実験の企画・運営に関する提案
提案内容について、すべて自社で業務を完結する内容でなくてもよいものとする。
- (4) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

5. プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとする。

6. 契約候補者の選定

契約候補者の選定は、活性化協議会が行うものとする。

7. 参加資格要件

以下に該当していない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始決定がなされ、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (3) 応募書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に市から入札参加資格停止の措置を受けた者
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- (5) 法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者
- (6) 田原市暴力団排除条例（平成 23 年田原市条例第 21 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

8. 説明会

説明会は開催しない。

9. 企画提案の提出について

- (1) 企画提案書等の作成・提出

参加者は、最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は 1 者につき 1 件とし、以下の書類を提出することとする。

- ① プロポーザル参加表明書（様式 1）【1 部】
- ② 企画提案書（表紙及び目次を含む A4 版片面 20 ページ以内）（様式任意）【7 部】
- ③ 会社概要（パンフレットなど任意）【1 部】
- ④ プロポーザル参加資格確認誓約書（様式 2）【1 部】
- ⑤ 業務実績を証する資料（様式は任意）【7 部】
- ⑥ 見積書及び見積内訳書【1 部】

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を作成し、見積書の金額は消費税等込みの金額を記入すること。

(2) 提出期限等

- ・ ①プロポーザル参加表明書（様式1）【1部】
提出期限：令和7年11月11日（火）17時必着
提出方法：メール、事務局へ持参、書留郵便
- ・ ②～⑥その他企画提案等の提出書類
提出期限：令和7年11月17日（月）17時必着
提出方法：事務局へ持参、書留郵便

10. 質疑・回答について

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「三河田原駅周辺賑わい創出業務（社会実験）に関する質問書」（様式3）に質問事項を記載のうえ、令和7年11月4日（火）から11月7日（金）17時までに、メールにより事務局宛に送信すること。メールの件名は「三河田原駅周辺賑わい創出業務に関する質問書（会社名）」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、令和7年11月10日（月）までにメールにて回答する。

11. プレゼンテーションと質疑応答について

- (1) 企画提案書等に関する内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。
開催日：令和7年11月18日（火）～21日（金）（予定）
開催日及び時間については、プロポーザル参加表明書（様式1）提出後調整する。
場 所：田原市役所内会議室（予定）
時 間：30分程度を予定
- ① プレゼンテーションは事務局に提出した企画提案書等の内容により説明することとする。プレゼンテーションの中で企画提案書等の一部を補足することは認める。
- ② 参加者は3名以内とする。
- ③ 事務局は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができるものとする。
- ④ プレゼンテーションは、WEBでの実施も可とする。
- (2) 企画提案書等とプレゼンテーションの内容を採点し、契約候補者を決定するものとする。
- (3) 上記（2）の通知は、審査終了後、令和7年11月26日（水）までにメール又は発送する。

12. 契約候補者の選定

契約候補者の選定については、別紙2 プロポーザル審査基準により、契約候補者を

決定する。なお、契約候補者に選定しないこともある。

13. 契約締結に向けての協議

(1) 業務内容及び契約金額の確定について

事務局は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の業務内容及び契約金額を確定する。

(2) 基本協定の締結について

令和 8 年度予算（田原市からの負担金にて実施予定）が確保できなかった際には、この業務の発注はできないことを了承する旨を含めた基本協定を締結する。

なお、協定書は、事務局が用意したものを使用する。

(3) 本契約書について

令和 8 年 4 月 1 日の契約を予定する。

なお、契約書は、事務局が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約締結時は、契約金額の 10 分の 1 に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に活性化協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

なお、契約保証金は、契約を履行した後に還付する。

14. その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 募集要項に定める事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) プロポーザルの過程で得た情報等は活性化協議会に帰属し、活性化協議会及び事務局は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報及び企画提案書の内容を除く。）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(4) 提出された企画提案書等は返却せず、活性化協議会の所有物として活性化協議会を構成する組織内で複写・配付を行う場合がある。

(5) 本要項に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、市及び事務局が判断するものとする。

(6) 令和 8 年度予算（田原市からの負担金にて実施予定）が確保できなかった際にはこの業務を発注できないことがあることを認識したうえで参加すること。

15. 事務局（問い合わせ先）

田原市街地活性化協議会

事務局

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

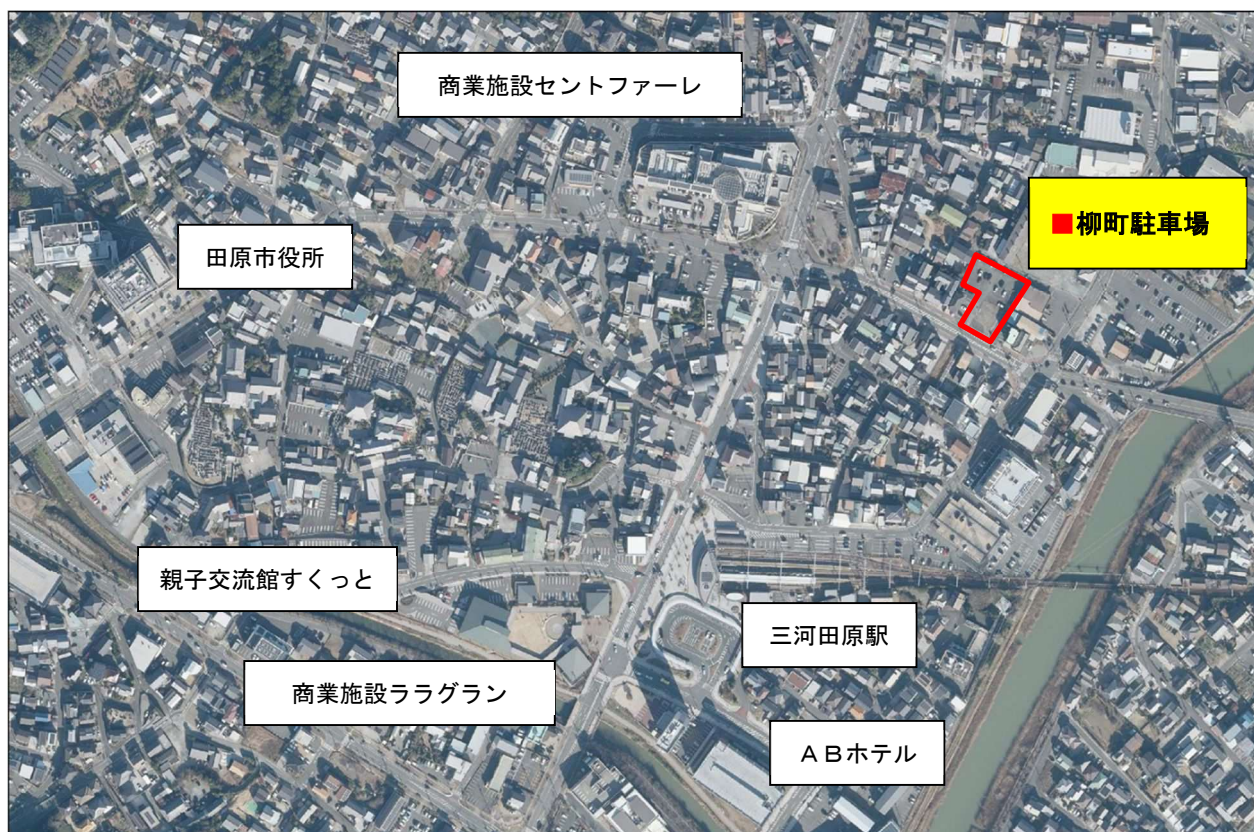
田原市役所都市建設部街づくり推進課（担当：大堀、小谷）

電 話：0531-23-3535（直通）

F A X：0531-22-3811

E-mail：machi@city.tahara.aichi.jp

柳町駐車場位置図(航空写真)



三河田原駅周辺賑わい創出業務（社会実験）プロポーザル審査基準

1. 概要

三河田原駅周辺賑わい創出業務（社会実験）について、田原市街地活性化協議会において下記のとおり評価を行い、契約候補者を選定する。

2. 評価方法

提案について、企画提案の評価、業務遂行の評価、見積額の評価を行い、その合計点を総合評価（100 点満点）とする。

評価項目	評価項目	配点
企画提案	・業務目的を的確に把握し、方針に沿う内容となっているか。 ・人を呼び込み、賑わいを創出できる提案となっているか。 ・新たな飲食店の出店支援が促進されるような提案となっているか。 ・提案された空間が、利用者にとって快適で利用しやすいものとなっているか。 ・コンテナ設置後の管理体制として、盗難や破損に備えた適切な管理方法や保険加入等の対策がとれているか。 ・社会実験で将来の整備・土地活用に向けて必要なデータを収集できる内容となっているか。	60 点
業務遂行	・低・未利用地や道路を活用した滞在空間や賑わい創出に関する業務実績があるか。 ・上記について社会実験の実績があるか。 ・業務実績の内容が優れているか。	20 点
見積額	・社会実験を実施するにあたり、適当な金額となっているか。	20 点

3. その他

プロポーザルは企画提案者が 1 者でも実施する。

評価の結果、契約候補者が決定されない場合もある。